

川崎市立学校給食事業場安全衛生委員会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会安全衛生管理規則（平成20年川崎市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第41条の規定に基づき、川崎市立学校給食事業場安全衛生委員会（以下「給食委員会」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 給食委員会は、委員長及び14名の委員で構成し、その委員は、別表に掲げる職にある者及び川崎市職員労働組合給食支部を代表する者が推薦した者とする。

(臨時招集)

第3条 給食委員会は、規則第17条の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

(会議等)

第4条 給食委員会は、原則として委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員が出席できないときは、委任状（第1号様式）の提出をもって出席とすることができる。

(事務局)

第5条 給食委員会の事務局は、職員部給与厚生課に置く。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

職
教育環境整備推進室担当課長
教職員人事課長
給与厚生課長
給与厚生課担当課長
健康給食推進室担当課長
小学校長代表
産業医

委 任 状

川崎市立学校給食事業場安全衛生委員会委員長 様

第 回川崎市立学校給食事業場安全衛生委員会の開催事項等について、
委員長に委任いたします。

令和 年 月 日

委任者

所属（学校）名

氏 名